

令和元年11月21日

お知らせ

課名	保健福祉部長寿社会課
担当	物部・坂井
内線	2868・2869
直通	086-226-7324

通所付添サポート事業使用車両を対象とした 自動車保険の商品化について

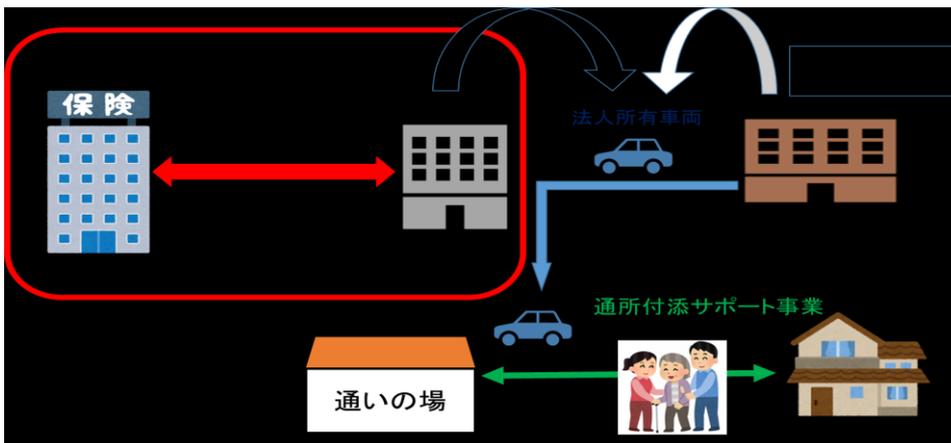
本県では、市町村が社会福祉法人等の車両を空き時間に無償で借り上げ、住民ボランティアが自力移動困難な高齢者に自宅から通いの場まで付き添う活動（通所付添サポート事業）を推進しています。

これまで、仮に付添活動中（車両使用中）に事故が発生した場合は、社会福祉法人等の自動車保険を使用することになることが課題でしたが、このたび、県との包括協定に基づき、損保ジャパン日本興亜株式会社により自動車保険が商品化されましたので、お知らせします。

1 保険の概要

- (1) 契約者 市町村等
- (2) 対象車両 契約者が無償で借り受ける法人所有の自動車
- (3) 補償内容 対人及び対物・・・無制限
車両・・・時価額又は300万円のいずれか低い額
- (4) 保険料 1台1日につき 1,700円

<イメージ図>



2 市町村説明会

- (1) 日時 令和元年11月27日（水）13:30～15:30
- (2) 場所 おかやま西川原プラザ
- (3) 内容 商品化された自動車保険の概要等について

【参考：通所付添サポート事業の普及状況】

平成 29(2017)年度 吉備中央町で施行実施

平成 30(2018)年度 吉備中央町ほか3市町(備前市・奈義町・矢掛町)で本格実施

令和元(2019)年度 6市町村(赤磐市・高梁市・早島町・里庄町・新庄村・西粟倉村)で試行中